

平成30年度第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会議事概要

開催日時：平成30年7月12日（木）13：30～15：00

開催場所：高知共済会館4階会議室「浜木綿」

出席者：委員5名

（玉里委員長、芳之内委員、西川委員、常光委員、坂本委員）

一次第一

1 開会

委員の委嘱

事務局（地域農業推進課長）あいさつ

2 議事

（1）産地パワーアップ事業について

内容説明：産地・流通支援課

（2）多面的機能支払交付金について

内容説明：地域農業推進課

（3）中山間地域等直接支払交付金について

内容説明：地域農業推進課

（4）環境保全型農業直接支払交付金について

内容説明：環境農業推進課

（5）閉会

—事務局からの説明—

資料のとおり

—質疑応答—

(1) 産地パワーアップ事業について

【西川委員】

環境制御装置の導入率目標50%に対し、導入率が35%となっているが、課題はあるのか。またその対策はどのように行うのか。次世代型こうち新施設園芸システムの推進についてどのように進めるのか。

【事務局】

現在、主に環境制御装置を入れているのは若者。高齢の生産者の方など、機械類に苦手意識をもった方がいる。また、機器を導入したのに期待したほどの効果ないという噂や、機器の種類が多く何を入れたらいいのかわからないという声もある。

この課題に対し、JA土佐くろしおがメーカーに依頼し、簡単操作の環境測定装置を開発した。簡単操作の環境測定装置を県内の苦手意識をもたれている生産者のところに広めていくなどで対応したい。

新施設園芸の情報については、環境制御技術普及推進委員による環境管理診断サポート体制を実施し、フォローアップの充実を行う。これから導入していきたいという方にも情報提供していく。

また、近年増収による労力負担の増加を心配する声もある。30年度は省力化、効率化にも寄与する支援を見当するなど、導入率75%に近づけていきたい。

Next 次世代については、環境農業推進課が主幹となっている。孫世代などの、これからの技術にかかるので、開発に力を入れていく。

これは、国の事業の活用を検討しており、高知大学、高知工科大とも連携し、生産から流通までAI、IoTを取り入れる計画。

これまでの次世代については効率化・省力化の視点が欠けていたので、その視点を導入していく。

【玉里委員長】

環境制御普及推進委員はどのような人で、何人体制なのか。学び教え合う場の設定とは、どのように行っているのか。

【事務局】

県内各地で15名、県の出先機関の職員、農協の職員で構成している。また、アドバイザーとして1名、農協の営農部長クラスの方に助言をいただいているところ。年に3回会合を行い、情報共有している。

学び教え合う場としては、県内全体では200カ所設置しているところであり、そのうち119カ所が環境制御に係る学び教え合う場として活用。当該箇所では、現地検討会を実施している。

【玉里委員長】

集まる人はどういった人が多いか、どういった声があるか。

【事務局】

29・30年になると、環境制御技術を取り入れた生産者の出席者が中心となり、さらに出荷量を増加させていこうという熱心な活動の場となっている。今後は、環境制御装置未導入の生産者を、どのように学び教え合う場に招くのが課題。

【坂本委員】

次世代型ハウスの施工業者は県内企業か、県外企業か？

【事務局】

軒の高さ6m以上の高いものについては県外企業。その施工業者についても材の仕入れ先は中国、韓国が現状。しかし、3～4m程度であれば県内の施工業者でも実施可能のため、県内業者が多い。

【坂本委員】

次世代型ハウスの導入者の年齢構成について示すと、「若い人が入っているなあ」と伝わりやすくなる。また、「次世代」の教育に絡めて、小中学生から「次世代農業かっこいい」というコメントをもらえるように、出前授業を行ってみてはどうか。Next次世代についてマーケティングの視点を取り入れていただいております、前回の委員会のコメントを反映していただいております。感謝しています。

【事務局】

ご助言いただいた内容について、わかりやすくなると考えられるため、次世代型ハウスを建てた農家の年齢構成を整理させていただきたいと思う。また、次世代型農業について、子どもたちが興味をひくように、県政出前講座を含め、外部への情報発信の機会を構えていきたい。

【芳之内委員】

古くなった環境制御機器のバージョンアップはどこが担当しているのか。農業クラスターの構成を見ると、加工施設・直販所があり、加工施設・直販所との関係や規格外品の活用などどのような連携を行っていくのか状況について教えてほしい。

【事務局】

機器類の耐用年数は7年であるため、まだバージョンアップの支援については考えていなかった。しかし、きっかけさえあれば、生産者は自主的に技術的に取り入れて、古くなった機器のバージョンアップは生産者自身が実施していくと考える。

環境制御技術は、当初よりも年々進歩している。昔は機械が1台あれば良いと思っていた機械が2台あればより増収に効果的ということも生じている。例えば、炭酸ガス濃度については、環境制御技術の普及当初では大気中濃度で400ppmにするための炭酸ガス発生機があれば良いと思っていたが、研究を重ねると増収のためには1,000ppmが効果的というデータも得たので、1,000ppmまで増加させるための炭酸ガス発生機の導入を事業の支援対象として認めようという動きになったところ。

加工場については、県の中で産業振興部の所管となった。産業総合補助金として活用可能。また農林水産省の事業も活用可能である。

【事務局】

加工については食品製造業者が中心となるものと、生産者が中心となるものに分けられる。食品製造業の方が実施するものは、産業振興部が入門からハード整備に至るまで支援。地域農業課の方でやっている6次産業化については、入門から商品のブラッシュアップに係るセミナーの支援を行うなどの体制を整えているところ。

【事務局】

農業クラスターについては、加工・販売を行わないとしても、クラスター全体の窓口は産地・流通支援課が窓口となっているところ。

【常光委員】

簡単操作でハウス内環境の見える化を実現とあるが、JA土佐くろしおの管内産地の他に広がっているのか。

【事務局】

これから普及拡大を図っていこうとしている。開発に関わったJA土佐くろしおからは、OKをいただいているところ。このタイプの機械の普及を進めていこうと考えている。

(2) 多面的機能支払交付金について

【玉里委員長】

本交付金に取り組んでいたにも拘わらず活動の継続を断念した活動組織のうち、人材が確保できたこと等により、活動が再開できた事例はあるのか。

【事務局】

佐川町斗賀野地区では、平成28年度末に2組織が活動の継続を断念したが、その後、地域における話し合いを通して、地域の農業用施設等は皆で守っていこうという機運が高まり、今年度から斗賀野地区全体で新たに活動組織を立ち上げ、活動に取り組むことになった。

【玉里委員長】

住民の皆さまが考えたり、新たな人材を発掘することで活動が継続されたところは、一つのモデルになると思います。そういった情報をお知らせしていくのも必要と思う。

【玉里委員長】

多額の持越金の件ですが、交付金が十分に活用されていないとなれば、制度そのものが無くなってしまわないかと心配になりますが、うまく使えない何か理由があるのか。

【事務局】

鳥獣害防止柵の新設ができることや、農地維持のみ取り組んでいる活動組織であっても施設の軽微な補修に交付金を活用できるなど、交付金の有効活用に係る周知が不十分であったと思う。このため今年度、活動組織を対象とした説明会を県主催で開催し周知を図る予定である。

【玉里委員長】

今年発生した水害など、災害対応に交付金を活用することもできるのか。

【事務局】

水路や農地に流入した土砂の撤去費用などに交付金を活用することができる。

【常光委員】

持越金を返還した実績はあるのか。5年間の活動期間中であっても持越金を返還しないといけないとの説明であったが。

【事務局】

交付金を使って、水路の補修や建設会社に発注して新たに水路をやり替えるといったことも可能であるが、うまく使い切れず、全国的に多額の持越金が存在していることが問題になっている。

これまでは5年間の活動期間中は持越しが可能でしたが、取扱いが少し厳しくなり、活動期間中であっても返還しなければならぬケースも出てくる恐れがある。県としても交付金の有効活用について、研修会等を通じて周知を行い、返還にならないようにしていきたいと思っている。

【坂本委員】

今年度354組織のうち161組織が満了を迎えるとのことだが、活動組織数が増えた要因は何か。

【事務局】

要因としては二点考えられる。本交付金が法制化されたということが一点。あと一点は、中山間地域等直接支払を実施している地区に対して、市町村と連携し本交付金の周知を図ったことにより大幅に活動組織数が増加した。

【坂本委員】

中山間直接支払に取り組んでいる組織は地力があり、多面的機能支払にも併せて取り組むことが可能であるため一気に増えたということか。活動を継続してもらうためには何が必要と思うか。

【事務局】

継続が困難な地域は組織を広域化して、より多くの多様な人材を確保をしていくことが必要と思われる。

【坂本委員】

活動に係る事務処理が大変だと継続が困難と思うが。

【事務局】

代表1人が背負ってしまうと継続が困難となる。次のリーダーをうまく育てることが必要。

【西川委員】

本交付金の推進にあたっては、組織数よりも全農用地に対する面積カバー率に視点に置き推進を図っていくことが重要である。

広域化を行いその中で人材育成をする方向にシフトしていかないと、地域の共同活動を今後とも維持していくのは難しいと思う。

【事務局】

県としても、組織の広域化と併せて、事務処理を代行できる体制の確立や育成について今後とも市町村と連携し推進を図っていく。

【芳之内委員】

施設園芸の盛んな地域においては、農地の持つ洪水調節機能が不足しているのではないかと危惧している。一定規模が大きな地域では、洪水調節機能を補完することが必要では。

【事務局】

県内でハウスの面積は年々減少しており、いかに維持していくのが課題である。ハウスよりも耕作放棄地の増加に伴う保水機能の低下が問題であると思われる。

【玉里委員長】

組織の運営を集落活動センターに担ってもらい、活動が継続できているといったモデルケースを作ってもらいたい。

特産品の開発や交流施設の運営だけでなく、集落活動センターには個々の集落が抱えている課題にも踏み込んでもらいたいと考えている。

(3) 中山間地域等直接支払交付金について

【玉里委員長】

8ページのところですけども、上のグラフにあるC要件を選択している協定として集落ぐるみ型と組織対応型とありますがこれはどういった違いがありますか。何をさして集落ぐるみ型なのか。

【事務局】

集落ぐるみ型というのは、集落の中で例えば高齢化、あるいは病気で続けられなくなった場合に協定に参加されてる他の方がその農地を継続して管理していきましょうというのが集落ぐるみ型です。組織対応型というのは、集落協定を結んでいる中に体制整備として連携している例えば集落営農組織であるとか作業受委託組織とかそういった組織が、継続が困難になった場合、対応していきますということで、協定の中に連携する組織として位置づけている組織が対応してもらおうということです。

【玉里委員長】

そうなってくると集落ぐるみ型というのは大変なところにさらに大変になってくるということですよ。

【事務局】

そうですね。やはり他の農地まで管理してというのはだんだん厳しくなってくるので組織対応型を選んでいただくことや、A要件の中にもありますように機械作業の共同化など、新たな組織を立ち上げてということも必要と思っています。実際には10割体制整備の中でこういったA要件、B要件で数として上がってないですけど、594集落協定のうちで160くらいは集落営農組織との重なり部分がありまして、そういった組織が今後協定と重なる部分を増やしていきながら集落営農で対応できるような体制をとっていきたいと思っています。

【常光委員】

定義というか内容でB要件の消費・出資の呼び込みが0ということで報告されていますけど、これは具体的な活動として前のパンフレットを見たら体験農業などというふうにありましたけれど具体的にどのような活動を指すのでしょうか。

【事務局】

都市との交流を図るといった意味で都市住民との交流、農業体験や観光農園といった活動を取り組むのであればといったところです。棚田とか果樹、例えば果樹園一本2万円でオーナーになりますとかそういうのをそとにむけて働きかけて一緒になって管理してもらおうという意識を高めてもらうという意味。たとえばみかん園のオーナーになるということはみかんも消費していただきながら、これに見合うオーナーとしての出資もしていただくということです。

【常光委員】

こういうのはなかなか事例がないからあんまり皆さん取り組まないのでは。

【事務局】

高知県として2期対策のあたりぐらいから、10割の単価をもらう為にA,B,Cという要件があるんですけど一番安易なC要件を進めた。どちらかといえばA,B要件は新規就農者を入れないといけないなど、ハードルが高かったのが、C要件のいざとなったら誰かが守りますよというので10割単価をもらおうとしたんですが、これからはこの集落ぐるみ型は今後厳しいと思います。今4期対策でかなり落ちたときにはもう10割単価じゃなく8割単価でもいいので継続しませんかということで4期は進めておりました。

【常光委員】

超急傾斜の部分が高知県の場合は増えて他県よりも増えて大きくなってるとのことですよ。

【事務局】

前々から全国一律での、傾斜による単価区分はありましたが、特に四国が一番傾斜が厳しい。なのでさらなる傾斜区分を作ってくれないかといったところを、何回も提言していく中で加算措置ができました。

【西川委員】

すべての市町村に促進計画の策定済み34市町村とあるんですけど、これって実際中山間の交付金を受けているのは30市町村ですよね。それで市町村で見ると交付されていないのは土佐市と須崎市と芸西村と大月町という理解でよろしいですか。

【事務局】

はい、その4市町村です。

【西川委員】

5ページ目です、対象面積の合計で大月町0ってなってますけど、促進計画を作っているけれども対象面積0というのはちょっとなんとなく違和感があるんですけどなにか特殊な事情があるんでしょうか。

【事務局】

大月町は中山間地域ではあるんですけど、中山間地域とあわせて傾斜がないと対象農地としては成り立たない。なので0なんです。ただ、傾斜がなくても対象農地として高齢化が著しいなどそういった条件になれば対象になりますよというのが別にあるんです。それを今後大月に進めていくといった形です。

(4) 環境保全型農業直接支払交付金について

【西川委員】

H30年度より支援の対象となる農業者の要件が大きく変わったということですが、「エコファーマー認定」がなくなるのは、環境直払の事業目的に沿わず、違和感を感じます。また、「国際水準GAPの実施」についても環境直払の事業目的になじまず、違和感を感じるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

仰るとおり、同様のご意見をこれまでも複数の方からいただいております。まず、「エコファーマー認定」が事業要件でなくなった理由ですが、本交付金における要件としても「特例（エコファーマー認定の免除）」が適用されるケースが高知県も含め全国で増えてきたことから、H30年度より要件から外すこととしたと国から報告を受けております。次に、「国際水準GAPの実施」についてですが、「国際水準GAP」の取組項目には「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」及び「農場経営管理」があります。GAPの実施は「環境保全」も含めて経営改善等、農業生産の持続可能性を幅広く確保するために有効な取組で有り、農業者の皆様のためになるものとして、ぜひ取り組んでいただきたいとのことから事業要件となったと聞いております。

【西川委員】

「国際水準GAPの実施」が要件となり、本交付金の申請をやめる農業者が出てくるのではありますか。

【事務局】

県、市町村担当職員ともに、そのことを懸念しております。高知県では、環境直払実施農業者が「国際水準 GAP に関する研修・指導」を受講する機会をより多く設けるために、JGAP 指導員の資格を取得した普及員を増やす取組をしております。この JGAP 指導員とともに、JA 職員の中にも JGAP 指導員の資格を有する方がおりますので、皆で協力して「国際水準 GAP に関する研修・指導」を実施していきます。また、「GAP 指導者」を県外から招いて研修会を開催しております。GAP 研修だけでなく、GAP の実施についても、JA、市町村担当者、県の普及員が一丸となって細やかなサポートをしていくための体制作りに取り組んでいるところです。「国際水準 GAP の実施」が要件となり、本交付金の申請をやめる農業者がでないよう、できるかぎり努めて参ります。

【常光委員】

有機農業に取り組む農業者の方で、栽培中に病害虫が発生し、やむなく農薬を使用したために事業要件を満たすことができなかつた方がいたということですが、残念ですね。

【事務局】

はい。本交付金の「有機農業の取組」では、栽培期間中に化学合成農薬を使用しないことが求められております。ですので、化学合成農薬を使用した場合、ある程度の収量が確保されるものの、有機農産物としての出荷ができなくなることで、本交付金を受け取ることができなくなります。一方で化学合成農薬を使用しなかつた場合、有機農産物としての出荷ができ、本交付金も受け取ることができますが、収量が確保できるかどうか分かりません。農業者の方は前者を選ぶことにより、「収量を確保すること」を優先したのではないかと思います。

【委員長】

H30 年度は、昨年度の生き物調査の結果を踏まえた追加調査を実施するとのことですが、それをまた私たちの方で検討していくということですね。

【事務局】

はい。本年度も農業者のほ場に入って環境指標生物を確認します。H30 年度は 3 件の調査を実施する予定です。1 件目は「冬期湛水管理」で南国市の水稻栽培農家、2 件目は「インセクターイープランツの植栽」で宿毛市のオクラ栽培農家、3 件目は「土着天敵の温存利用技術」で土佐市のピーマン栽培農家のほ場で調査を実施します。

【委員長】

分かりました。次回の第三者委員会のときには報告が出てくるということですね。

【事務局】

はい。次回の第三者委員会で報告させていただけたらと思っております。

【委員長】

分かりました。事務局へお願いします。環境直払は検討事項が多いようですので、次回の第三者委員会では、最初の議事にしてください。